

【上下水道のご使用を始める際のお申込み】

上下水道のご使用を始める際のお申込みです。お申込みにあたっては以下の点をご確認ください。

◆水道水ご使用のお客さま

お申込みにあたっては、「[検針から請求まで](#)」及び「[料金表](#)」、「[熊本市水道条例](#)」、「[熊本市下水道条例](#)」をご確認ください。口座でのお支払いには別途「水道使用申込書」（口座振替申込書兼）の送付が必要です。ご使用開始場所に備え付けられていない場合は、お電話でご連絡ください。なお、口座の設定にはお申込みいただいてから約 2 ヶ月ほどお時間をいただきます。

※スマホやパソコン、タブレットからも[口座振替のお申込みができます！](#)



※必ず上下水道の使用開始の申込み後にご利用ください。

現在ご使用の振替口座を継続されたいお客さまへ（熊本市内間転居に限ります。）

熊本市内間転居のお客様で、前住所で口座振替をご利用のお客さまについては、口座の継続が可能です。

申込画面の通信欄にその旨ご記入の上、前住所の水栓番号（又は住所）と使用者名をご記入ください。

◆井戸水ご使用のお客さま

熊本市上下水道局へのお申込みは、下水道供用が開始されている場合のみ必要です。ご不明な場合はお電話でご連絡ください。お申込みにあたっては、「[検針から請求まで](#)」及び「[料金表](#)」、「[熊本市下水道条例](#)」をご確認ください。なお、井戸水をご使用の場合は用途等によっては定額になるため検針を行わない場合があります。口座でのお支払いには別途「上下水道使用申込書」（口座振替申込書兼）の送付が必要です。ご使用開始場所に係留されていない場合は、お電話でご連絡ください。なお、口座の設定にはお申し込みいただいてから約 2 ヶ月ほど時間がかかります。

【上下水道のご使用をやめる際のお申込み】

ご使用をやめるお客さまの水せん番号が分かるもの（水道ご使用量のお知らせや領収書など）をご用意ください。なお、お申込みにあたっては、「[検針から請求まで](#)」をご確認ください。

熊本市ではお客様が実際に上下水道をご使用された期間から 2 ヶ月程度遅れて、ご請求を行っています。ご使用をやめる際には、遅れてご請求していた分を一括でご請求しますので通常より高額になりますのでご了承ください。

清算検針は、通常ご使用をやめられた日の翌営業日にお伺いします。立会いの必要はございません。なお、井戸水をご使用の場合は用途等によっては定額になるため検針を行わない場合があります。

◆清算額のお支払いは、次のとおりです。

- **現在、納入通知書でお支払いのお客様**
移転先に納入通知書を送付いたします。

- **現在、口座振替でお支払いのお客様**
移転先に、清算額・振替日などのお知らせを送付します。
（納入通知書でのお支払いを希望の場合は、お電話でご連絡ください。）

- **集金について**

通常行っておりません。ただし、ご退去時に領収証が必要等ございましたら個別に対応いたしますので、お電話でご連絡ください。